

福祉医療制度は加入する健康保険で医療機関を受診した際、医療費の自己負担分を市が助成する制度です。

**認定には申請が必要です**

福祉医療制度の対象は、下表の資格要件を満たす人です。認定を受けていない人は年金医療課・各支所市民サービス課で申請をしてください。受給資格者には「福祉医療費受給資格者証」または「福祉医療費受給資格者承認通知書」が交付され、医療機関で電子資格確認または資格確認書などと一併に提示することで、医療費の自己負担分が助成されます。

**福祉医療制度の利用方法**

● 県内の受診は医療機関で電子資格確認または資格確認書などと併せて福祉医療費受給資格者証などを提示すると自己負担分が無料になります  
※医療費が高額になる場合は健康保険者が発行する「限度額適用認定証」を提示するか電子的確認を受けてください  
● 県外の受診は自己負担分を医療機関で支払い、後日、年金医療課・各



▲市HP

支所市民サービス課で申請すると自己負担分が支給されます

**【受給資格のオンライン確認】**

本年4月から一部の医療機関でオンライン資格確認が可能です。対応する医療機関はデジタル庁HPを確認してください。医療機関・薬局へ福祉医療費受給資格の情報提供を希望しない場合は、年金医療課の窓口に届け出が必要です。

**ひとり親・重度心身障害者の受給資格者証を更新します**

新しい受給資格者証を7月中旬に郵送します。8月1日(土)からは新しい受給資格者証を使用してください。前年の所得状況が不明な場合は更新できません。該当者に順次通知を発送しますので手続きをしてください。

**重度心身障害者の受給資格者証を保持している皆さんへ**

公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、一定の所得がある人は福祉医療制度の助成対象外となりました。対象外となる人には通知します。

介護保険の所得基準などの一部が変わりました

☑ 介護保険課(保険料係=☎27-2742・給付係=☎27-2743)

介護保険法施行令の一部改正により、介護保険における所得基準と居住費・食費の負担限度額および基準費用額の一部について見直しが行われました。詳しくは市HPを確認してください。

**介護保険料算定基準の見直し**

65歳以上の人の介護保険料について、13段階ある所得段階のうち第1段階、第2段階、第4段階、第5段階を区分する合計所得金額などが80万9,000円から82万6,500円に変更となりました。所得段階ごとの年額保険料に変更はありません。



▲市HP

**所得段階の変更点(第9期・伊勢崎市)**

所得段階	対象	割合
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が82万6,500円以下の人	基準額×0.285
第2段階	本人が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税の人 本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計が	82万6,500円を超え120万円以下の人 基準額×0.485
第4段階	本人が市民税非課税の人 同じ世帯に市民税課税者がいる人	82万6,500円以下の人 基準額×0.85
第5段階	本人が市民税非課税の人 同じ世帯に市民税課税者がいる人	82万6,500円を超える人 基準額

※第1・2段階の割合はいずれも軽減後の割合です

**高額介護サービス費における所得基準の見直し**

高額介護サービス費における住民税非課税世帯の所得区分が80万9,000円から82万6,500円に変更となりました。自己負担限度額に変更はありません。



▲市HP

**負担限度額認定における所得基準、居住費・食費の見直し**

負担限度額認定における第2段階、第3段階①の所得区分が80万9,000円から82万6,500円に変更となりました。居住費・食費の負担限度額、基準費用額も下記の表のとおり変更となりました。



▲市HP

**居住費・食費の負担限度額及び基準費用額(1日あたり)**

利用者負担段階	所得の状況	預貯金などの資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	生活保護受給者	要件なし	550円(380円)	0円	880円	550円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下					
第2段階	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円(480円)	430円	1,370円	1,370円	390円【600円】
第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額が82万6,500円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円(880円)				1,370円
第3段階②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,470円(980円)	530円(430円)	1,470円	1,470円	1,420円【1,360円】
基準費用額	●本人もしくは配偶者または世帯員が住民税課税の人 ●預貯金額が一定以上の人		1,728円(1,231円)	437円(915円)	2,066円	1,728円	1,545円

※( )内は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です  
※【 】内は、短期入所生活介護を利用した場合の金額です  
※( )内は、介護老人保健施設を利用した場合の金額です。施設区分など条件により、月3,000円程度値上がりします  
※基準費用額について、介護老人保健施設の多床室は、施設区分など条件により月8,000円程度値上がりします  
※世帯全員には世帯分離している配偶者や内縁関係の人も含みます  
※「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います

**福祉医療制度一覧表**

対象	資格要件	申請に必要な物
子ども	18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで	健康保険の情報
ひとり親	①18歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭 ②18歳未満の父母のない子ども ※①②ともに18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで	健康保険の情報・親の戸籍謄本・所得税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)・結婚していない証明とその日本語訳(外国籍の人)
重度の障害者(所得基準を満たす人)	身体障害者手帳1級または2級の人	健康保険の情報・身体障害者手帳
	障害年金1級の人	健康保険の情報・年金証書
	特別児童扶養手当1級または2級の人 療育手帳A判定の人、B1判定の人、B2判定で18歳未満の子ども ※B2判定は18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで	健康保険の情報・特別児童扶養手当受給証明書・認定通知書など(有期認定通知書または有期解除通知書)
精神疾患での受診者	療育手帳1級程度の障害で障害年金を受給できない人 通院 自立支援医療費の受給者 入院 精神保健指定医により入院加療の必要があると診断され、本人、配偶者および世帯主の市民税の合計額が23万5,000円未満の世帯に属する人	健康保険の情報・所定の診断書 健康保険の情報・自立支援医療受給者証 健康保険の情報・本人、配偶者、世帯主および被保険者の市町村民税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)

※課税年度の1月1日に本市に住所がない人は市町村民税の課税状況が確認できる物が必要  
※健康保険の情報=資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面またはPDFなど

**医療費の抑制に協力してください**

福祉医療制度でかかる医療費は、皆さんの税金で支払われます。「早期の受診・治療、薬剤の適正な服用」「重複受診・頻回受診を避ける」「ジェネリック医薬品を希望する」など、協力をお願いします。

